

京都市土地開発公社（以下「公社」という。）保有財産を次のとおり一般競争入札により売却します。

令和5年12月4日

京都市土地開発公社
理事長 金山 昌幸

1 入札物件

(1) 7号物件（更地（駐車場及び駐輪場））

所在 京都市北区鷹峯土天井町23番3

地積 278.73平方メートル

予定価格 41,580,000円

2 売却条件

(1) 現状のまま売却する。

(2) その他の条件及び特約条項については、入札案内書及び京都市ホームページに掲載している売買契約書（案）にて確認すること。

（掲載ページ <https://www.city.kyoto.lg.jp/gyozai/page/0000318125.html>）

3 入札日時

令和6年2月6日（火） 午前10時30分開始（午前9時45分受付開始）

4 入札場所

京都市消防局本部庁舎7階作戦室（予定）

※ 入札参加者に後日連絡します。

5 入札参加資格

次の各号のいずれかに該当する者は、入札参加資格を有しない。

(1) 入札しようとする保有地に係る事務に従事する職員

(2) 入札に係る契約を締結する能力を有しない者

(3) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(4) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し、3年を経過しない者

及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

(5) 京都市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団並びに同条第4号に規定する暴力団員等及び同条第5号に規定する暴力団密接関係者並びにこれらの者の依頼を受けて保有地の売買契約をしようとする者

(6) 入札物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の事務所及び公の秩序又は善良な風俗に反する目的その他社会通念上不適切と認められるものの用に供しようとする者並びにこれらの者の依頼を受けて保有地の売買契約をしようとする者

6 入札案内書の確認

入札希望者は、入札案内書の物件明細、売買契約書（案）等の各条項及び入札物件の法令上の規制を全て承知したうえで入札するものとする。

入札案内書は、次のとおり配布するほか、京都市ホームページに掲載する。

（掲載ページ <https://www.city.kyoto.lg.jp/gyozai/page/0000318125.html>）

(1) 配布期間

令和5年11月2日（木）～ 令和5年12月15日（金）

（土曜日、日曜日、祝日を除く。配布場所の開庁（営業）時間内）

(2) 配布場所

- ア 京都市行財政局資産イノベーション推進室（京都市役所本庁舎4階）
- イ 市役所案内所（本庁舎1階及び分庁舎1階）
- ウ 各区役所及び支所の地域力推進室まちづくり推進担当
- エ 公益社団法人京都府宅地建物取引業協会
- オ 公益社団法人全日本不動産協会京都府本部
- カ 京都市住宅供給公社事業部

7 入札参加申込み

入札希望者は、申込期間内に必要書類を持参（午前9時から午後5時まで）又は郵送（簡易書留など郵便物の追跡ができる方法）で提出しなければならない。

(1) 申込受付期間

令和5年12月11日（月）から12月15日（金）まで【必着】

(2) 申込場所

京都市土地開発公社事務局（京都市役所本庁舎 4 階 資産管理課執務室内）

（3）必要書類

必要書類は、申込受付場所にて入手するほか、京都市ホームページに掲載の様式をダウンロードして使用すること。

（掲載ページ <https://www.city.kyoto.lg.jp/gyozai/page/0000318125.html>）

ア 一般競争入札参加資格審査申請書

イ 誓約書（入札参加資格等に関するもの）

ウ 誓約書（京都市暴力団排除条例に関するもの）

エ 【法人の場合】 営業所所在地等報告書兼誓約書

オ 【法人の場合】 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）

カ 【個人の場合】 住民票の写し（マイナンバー（個人番号）の記載のないもの）

※ オ及びカは、申込日を基準として3箇月以内に発行されたもの

8 入札保証金

入札参加者は、各入札物件における予定価格の100分の5に相当する額（千円未満切上げ）を、公社が発行する納入通知書により、公社が定める日までに支払わなければならない。

9 入札の無効に関する事項

京都市土地開発公社保有地入札事務取扱要綱第10条及び第16条の規定による。

京都市土地開発公社保有地入札事務取扱要綱（抄）

（入札の無効）

第10条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

（1）入札参加資格のない者が入札したとき、又は第7条第1項第2号に規定する委任状及び一般競争入札参加資格者証を提出しない代理人が入札したとき。

（2）公社が定める期日までに入札書を提出しなかったとき。

（3）所定の入札書以外で入札したとき。

（4）公社が指定する方法以外で入札したとき。

（5）第6条に規定する入札保証金を支払っていないとき。

（6）予定価格を下回る額で入札したとき。

（7）同一入札物件につき、入札者又はその代理人が他の入札者の代理をしたとき。

（8）入札者又はその代理人が1人で同一事項の入札に対し、2枚以上の入札書で入札した

とき。

(9) 入札書に記載した入札金額に訂正があるとき。

(10) 入札書に記載した主要事項（入札金額、入札者本人またはその代理人本人の署名をいう。次号において同じ。）が明確でないとき、又は漏れているとき。

(11) 鉛筆、シャープペンシルその他の訂正の容易な筆記器具により主要事項を記入したとき。

(12) 入札者が協定して入札をしたときその他入札に際し不正の行為があったとき。

(13) 入札関係職員の指示に従わないなど、入札会場の秩序を乱したとき。

(14) その他入札に関する条件に違反したとき。

(入札保証金の帰属)

第16条 落札決定後、公社が定める日までに落札者が契約を締結しないとき（落札後、入札参加資格を有しない者であることが判明し、失格したときを含む。）は、その落札を無効とする。この場合において、入札保証金は、違約金として公社に帰属するものとする。

10 その他

(1) 現地見学会及び現地確認

7号物件の現地見学会は実施しない。

物件の引渡しは、現状のままで行うので、入札に参加しようとする者は、必ず事前に、各自で現地を確認すること。

(2) 入札当日の受付

入札参加者は、入札会場で入札前に受付を済まさないといけない。

(3) 代理人の入札

入札者が代理人であるときは、入札当日の受付時に委任状を提出しなければ、入札に参加することができない。

(4) 郵送による入札

郵送による入札は、認めない。

(5) 契約の締結

公社と落札者との売買契約は、売買契約書（案）に基づき、落札決定後、公社が指定する期間内に締結するものとする。落札者が落札物件を公序良俗に反する用途に供するおそれがあるときは、契約を締結しない場合がある。

(6) 売買代金の納入

落札者は、次のいずれかの方法で、売買代金を納入するものとする。

ア 売買契約締結と同日に、売買代金の全額を一括納入する。この場合、落札者が納入した入札保証金は、売買代金に充当される。

イ 売買契約締結と同日に契約保証金として売買代金の100分の10以上に相当する額（円未満切上げ）を納入し、その後、理事長が定める日までに売買代金と契約保証金の差額を納入する。この場合、落札者が納入した入札保証金は、契約締結時に契約保証金に充当される。また、落札者が納入した契約保証金は、売買代金と契約保証金の差額の納入があったときに売買代金に充当される。

(7) その他必要事項

その他、入札について必要な事項に関しては、京都市土地開発公社保有地入札事務取扱要綱及び入札案内書に定めるところによる。

(京都市土地開発公社事務局)